

## 第7章 保存・管理の方向性と方法

### 第1節 保存・管理の方向性

松山城跡に関する遺構や建造物、文献史料等について、調査・研究を継続して実施し、史跡の全体像を把握することにより、史跡の本質的価値をより明確化した上で、史跡の保存・管理を進める。また、日常的な維持管理、き損箇所の補修、経年劣化箇所の計画的な修理等について、松山城跡を構成する諸要素や地区ごとに具体的な方法を定める。さらに、現状変更や史跡の保存に影響を及ぼす行為について、明確な取扱基準を定め、史跡の価値が損なわれないよう厳密な運用に努める。

### 第2節 保存・管理の方法

#### (1) 基本的な保存・管理の方法

##### 1) 日常的な維持管理

現在行っている日常的な維持管理・安全確保を継続し、遺構の保存、史跡及び都市公園としての良好な環境、景観の維持に努める。

##### 2) き損箇所の把握

定期的に史跡内のき損及びそのおそれのある箇所や変状の進行の把握に努め、修理、き損及び危険の未然防止や拡大防止に努める。

##### 3) 計画的な修理の実施

建造物や工作物など、経年劣化等により修理が必要となっている箇所については、計画的に修理を行う。修理に当たっては、史跡の本質的価値を損なわないよう、事前に発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに、修理範囲は必要最小限とし、可能な限り安全を確保しつつ当時のままの遺構を保存するように留意する。

##### 4) 現状変更等の許可制度の厳密な運用

現状変更等の行為について、取扱方針や取扱基準を明確にし、厳密に運用することにより、史跡の価値が損なわれないよう努める。

#### (2) 構成要素別の保存・管理の方法

史跡の価値を構成する各要素の保存の方法は次のとおりとする。

##### 1) 指定地全体(共通)の保存・管理の方法

表4-1 ア 本質的価値を構成する要素

構成要素		保存・管理方法
地上遺構 地下遺構 ・遺物 建造物	城郭を構成する 遺構(郭、石垣、堀、土 塁、天守、櫓、門等)	・適切に維持管理していく必要がある。

構成要素		保存・管理方法
地上遺構	郭、登城路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未舗装部分については、日常点検を徹底し、日常管理では補足材（真砂土）で補修を行い、事故の予防に努める。また、史跡景観や雨水排水計画を考慮した上で、舗装等を検討する。</li> <li>・ 舗装部分についても、日常点検を徹底し、適宜補修を行い、事故の予防に努める。</li> </ul>
	山腹斜面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の計画的な管理と合わせ、地盤そのものに対しても、現状の把握と変状の進行の把握に努めるとともに、それを踏まえた計画的・予防的な補強等を検討する。</li> </ul>
	石垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石垣は、城郭を構成する主要な遺構であることから、厳密な保存を図る。</li> <li>・ 石垣カルテを活用し、現状把握を定期的実施し、それを踏まえた石垣カルテの更新に努める。また、危険度の高いものは、定点観測等を実施し、変状の進行の把握とともに、安全の確保に努める。</li> <li>・ 石垣の変状が見られる箇所については、計画的に修理を行う。修理にあたっては、解体修理だけでなく、変状の進行を抑え、解体修理を必要とする状況とならないための間詰石の補充等、多様な修理方法を検討する。</li> <li>・ 石垣に被害を与えるおそれのある樹木等は、伐採するなどの措置を講じる。</li> </ul>
	排水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な点検等を実施し、保存状況を確認するとともに、破損や劣化が確認された場合は、詳細に調査し、計画的・予防的に修理等の措置を講じる。</li> </ul>
地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（近世）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的に発掘調査（重要遺跡確認調査）等を実施し、史跡の本質的価値の把握に努める。</li> <li>・ 現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図る。</li> <li>・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を行い、影響が最小限となる方法等を検討し、遺構等の保存に努める。</li> </ul>

表4-2 イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

構成要素		保存・管理方法
地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（近世以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を行い、影響が最小限となる方法等を検討し、遺構等の保存に努める。</li> </ul>
植生	松山城山樹叢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松山城山樹叢は、県天然記念物であり、史跡の今日的価値の中心であることから、景観に加え、生物多様性や生態系の保全にも留意し、森林としての適正な保全を図る。</li> <li>・ 日常点検で適宜巡回し、危険木やき損樹木の把握を行う。</li> <li>・ 危険木や枯損木の処理については、遺構への影響を十分に配慮した方法で行う。</li> <li>・ 樹木が過密な場所は、計画的に間伐等を実施し、適正な森林整備を行う。</li> <li>・ 間伐等の際は、周辺からの眺望にも配慮する。</li> </ul>

表4-3 ウ 史跡の保存・活用に有効な要素

構成要素		保存・管理方法
遺構表現	表面表示（園路）	※「(ア) 郭、登城路」を参照
近代以降の登山道・看板等	近代以降の登山道	※「(ア) 郭、登城路」を参照
	看板（案内看板等）・標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の公開活用に必要な施設であり、日常的な点検や維持管理・安全確保を基本とし、経年劣化等により破損した箇所は、適宜、修理や更新を行う。</li> </ul>

構成要素		保存・管理方法
近代以降の登山道・看板等	看板(案内看板等)・標識	・改修・新設等に関しては、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準により、必要最小限にする。 ・避難計画で指定された避難経路毎に、避難誘導サインを整備する。
植栽	サクラ・マツ等	・樹木の維持管理については、遺構の保存、景観や周辺からの眺望の確保に配慮し、剪定、防除、枯れ枝の除去など、日常的な管理の徹底に努める。 ・倒木による人災や石垣、建造物等への影響が懸念されるものは、強度剪定、支柱設置、撤去等を計画的に行い、適切に管理する。 ・樹木の撤去・抜根については、遺構等への影響を十分に検討した上で適切な方法で行う。 ・枯損等により撤去を行った樹木について、修景等の目的で更新を実施する場合は、遺構への影響を十分に検討した上で、計画的に実施する。
管理施設	園路(車道)	※「(ア)郭、登城路」を参照
	管理施設全般	・史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備であり、日常的な点検や維持管理を基本として現状を維持する。 ・史跡内の諸施設の配置や規模は、施設の更新時期に再検討を行う。 ・改修・新設等に関しては、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準により、必要最小限にする。
便益施設	便益施設全般	※「(ウ)管理施設全般」を参照
その他	記念碑	・当面は現状での利活用を図るが、将来の整備等に伴い、中期長期的には、必要に応じて移転・撤去の検討やその働きかけを行う。 ・設置者の意向、設置場所や経緯、史跡の整備保存等の観点から、取り扱いを考慮し、現状維持または撤去・移設を検討する。また新たな受入は行わない。
	土地境界	・機会を捉えて、境界の確定に努める。

表4-4 オ 史跡の本質的価値に関連する要素

構成要素	保存・管理方法
山腹斜面	※「(ア)山腹斜面」を参照

表4-5 カ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

構成要素	保存・管理方法
山林	※「(イ)松山城山樹叢」を参照

表4-6 キ 史跡の保存・活用に有効な要素

構成要素	保存・管理方法
近代以降の登山道	※「(ア)郭、登城路」を参照
看板(案内看板等)・標識	※「(ウ)看板(案内看板等)・標識」を参照

## 2) 地区ごとの保存・管理の方法

### ① 本丸地区

本丸地区は、天守をはじめとする現存建造物や復元建造物のほか、本壇や本丸広場、長大な石垣群が存在し、松山城跡の中核を担う区域であることから、厳密な保存・管理を行う(a地区)。また、長者ヶ平は、ロープウェイ駅舎、売店、便所など、管理施設や便益施設の建物が集中しており、これらは、史跡の保存・活用に有効な要素であることから、当面、現状を維持することとするが、整備計画等の見直しの際には、施設の更新を含め、史跡の保存や景観保全の観点から今後の在り方を検討する(b地区)。

表47 ア 本質的価値を構成する要素

構成要素		保存・管理方法
地上遺構	郭(切岸を含む)	※「指定地全体(共通)」を参照
	石垣	※「指定地全体(共通)」を参照
	登城路	・ 観光客等の通行が多いが、降雨時に、未舗装部分の浸食による不陸の発生や、石畳部が滑り易くなることが少なくないため、日常的な維持管理を徹底するとともに、必要に応じて、補修を行い、事故の予防に努める。 ・ 古町道については、続く近代以降の登山道(古町道)と合わせ、一体的な復旧・整備を検討する。 ※その他は「指定地全体(共通)」を参照
	排水路	※「指定地全体(共通)」を参照
地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世)	・ 発掘調査が未実施の建物跡や門跡等を含め、必要に応じて計画的な発掘調査等を実施し、その成果を踏まえた整備等により、顕在化を検討する。 ※その他は「指定地全体(共通)」を参照
建造物	現存建造物	・ 天守をはじめとする21棟の重要文化財、筋鉄門及び内門は、江戸時代に建てられた歴史的建造物であることを踏まえ、現状保存を原則とする。 ・ 定期的に点検等を実施し、安全確保とともに保存状況を確認する。破損や劣化が確認された場合には、詳細に調査を行うとともに、計画的に必要な措置を講じる。 ・ 修理の方法等については、平成14年に策定された「松山城保存管理計画」の「保護の方針」等に基づいて実施する。 ・ 建造物に被害を与えるおそれのある樹木等は伐採するなどの措置を講じる。

表48 イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

構成要素		保存・管理方法
地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世以外)	※「指定地全体(共通)」を参照
建造物	復元建造物	・ 現存建造物に準じて計画的な保存・管理を図る。 ・ 文化財登録を行うなど、その価値の明確化と周知を検討する。

表49 ウ 史跡の保存・活用に有効な要素

構成要素		保存・管理方法
近代以降の登山道・看板等	看板(案内看板等)・標識	※「指定地全体(共通)」を参照
植栽	サクラ(広場)等	※「指定地全体(共通)」を参照
管理施設	管理施設全般	・ 防災設備について、維持管理を適切に行うとともに、設備を実際に用いた訓練を定期的に行う。 ※その他は「指定地全体(共通)」を参照
便益施設	便益施設全般	※「指定地全体(共通)」を参照
その他	電波塔	・ 建設後、相当年数が経過し、将来的に有形文化財として評価される可能性を踏まえ、当面、適正に管理するよう管理者と適宜協議する。
	土地境界	※「指定地全体(共通)」を参照

表50 エ その他の要素

構成要素		保存・管理方法
教養施設・公益施設	NHK城山送信所、南海放送城山送信所	・設置者に適切な維持管理や周辺への配慮を求めることとするが、施設の更新時には史跡として地下遺構等や景観の保全のため、移転・撤去の働きかけを行う。

## ②二之丸地区

二之丸地区には、平成4年に開園された二之丸史跡庭園（表面表示）のほか、庭園を囲む高石垣に加え、松山城跡で最も高い（約20m）石垣である西大砲台や最大の門であった櫓門跡等、大手道沿いを中心に多数の石垣や門跡が連続して存在する。本丸地区と同様に松山城跡の枢要な地区であることから、地上遺構や地下遺構など、厳密な保存・管理を行うこととする。

表51 ア 史跡の本質的価値を構成する要素

構成要素		保存・管理方法
地上遺構	郭(切岸を含む)	※「指定地全体(共通)」を参照
	山腹斜面	※「指定地全体(共通)」を参照
	石垣	※「指定地全体(共通)」を参照
	大井戸(池)	・大井戸の石垣は、三次元計測等が実施されていないため、今後計測を検討する。 ※その他は「指定地全体(共通)」を参照
	登城路	※「指定地全体(共通)」を参照
	排水路	※「指定地全体(共通)」を参照
地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世)	・未調査の郭については、計画的に発掘調査等を実施し、史跡の把握に努める。 ※その他は指定地全体(共通)を参照

表52 イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

構成要素		保存・管理方法
地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世以外)	※「指定地全体(共通)」を参照
植生	松山城山樹叢	※「指定地全体(共通)」を参照

表53 ウ 史跡の保存・活用に有効な要素

構成要素		保存・管理方法
遺構表現	表面表示(二之丸御殿)	・日常的な点検や維持管理を行い、現状を維持する。 ・経年劣化等による破損した箇所は、適宜修理や更新を行う。
	復興建造物(多聞櫓等)	・定期的に点検等を実施し、安全確保とともに保存状況を確認する。破損や劣化が確認された場合には、詳細に調査を行うとともに修理計画等を策定し、必要な措置を講じる。

構成要素		保存・管理方法
近代以降の 登山道・看板等	看板(案内看板等) ・標識	※「指定地全体(共通)」を参照
植栽	サクラ、マツ等	※「指定地全体(共通)」を参照
管理施設	管理施設全般	※「指定地全体(共通)」を参照
便益施設	便益施設全般	※「指定地全体(共通)」を参照
その他	林泉庭・水琴窟	・景観・遺構保存を条件として、維持管理を図る。
	記念碑(松山市立城 東中学校の沿革等)	※「指定地全体(共通)」を参照
	土地境界	※「指定地全体(共通)」を参照

### ③三之丸地区

江戸時代には、北側に三之丸御殿や小普請所等の藩の施設が、南側には中・上級武士の武家屋敷が立ち並んでいた。戦後は、国体を契機にスポーツ施設等が整備されたが、平成12年に「城山公園(堀之内地区)整備計画」が策定され、以降は同計画に沿って都市公園・史跡公園整備(表面表示)が進められた。この地区には、未調査の地下遺構が残存しているほか、堀や土塁等の地上遺構も多数存在する。都市公園・史跡公園として整備済の箇所については、現状を維持することを基本とし、未整備箇所については、詳細な発掘調査を進めるとともに、遺構の保存を前提に史跡や都市公園としての整備活用を図る。

表54 ア 史跡の本質的価値を構成する要素

構成要素		保存・管理方法
地上遺構	郭(切岸を含む)	※「指定地全体(共通)」を参照
	石垣(門跡)	・東門の石垣は、三次元計測等の実施がされていないため、今後計測を検討する。 ※その他は「指定地全体(共通)」を参照
	堀(外堀)	・清掃、水質管理、護岸等の維持、爆気装置の点検等、日常的な維持管理を適切に行い、水堀としての環境を維持する。
	土塁	・表土の流出等が生じないように、日常的な維持管理により現状を維持する。
	排水路	※「指定地全体(共通)」を参照
地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世)	※「指定地全体(共通)」を参照

表55 イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

構成要素		保存・管理方法
地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世以外)	※「指定地全体(共通)」を参照

表56 ウ 史跡の保存・活用に有効な要素

構成要素		保存・管理方法
遺構表現	表面表示(広場・園路・馬場・馬場土手) ※北側は未整備	・日常的な点検や維持管理を行い、現状を維持する。 ・経年劣化等により傷んだ広場や園路は、適宜、修理や更新を行う。 ※その他は「指定地全体(共通)」を参照
近代以降の登山道・看板等	看板(案内看板等) ・標識	※「指定地全体(共通)」を参照
植栽	サクラ(広場)、マツ(土塁)等	※「指定地全体(共通)」を参照
管理施設	園路(車道)	※「指定地全体(共通)」を参照
	管理施設全般	※「指定地全体(共通)」を参照
便益施設	便益施設全般	※「指定地全体(共通)」を参照
その他	記念碑(歩兵第22連隊関連、戦災復興記念碑、市営球場跡等)	※「指定地全体(共通)」を参照
	土地境界	※「指定地全体(共通)」を参照

表57 エ その他の要素

構成要素		保存・管理方法
教養施設・公益施設	愛媛県美術館、愛媛県教育文化会館(愛媛県立図書館)、松山市民会館、NHK松山放送局	・当面は現状での利活用を図るが、将来の整備等に伴い、中長期的には必要に応じて、移転・撤去の検討やその働きかけを行う。

## ④山林地区

山林地区には、本丸跡と二之丸跡をつなぐ南北の登り石垣(南)及び石垣跡(北)が所在し、また古墳時代後期を中心とする多数の古墳(城の内古墳群)や、中世のものと考えられる郭跡が分布しているため、日常的な公開活用や維持管理に当たり、地下遺構への影響に十分留意しながら保存・管理を行う。

また、山林地区は、大部分が「松山城山樹叢」として愛媛県の天然記念物に指定されており、史跡の景観を構成する主要な要素となっている一方で、倒木が頻繁に発生したり、根が石垣に悪影響を及ぼしたりしているほか、周辺からの眺望の支障にもなっている。また、樹叢は、70年ほど前に大規模なかく乱があり、その後回復してきているものの、まだ成熟した照葉樹林とはいえない、との調査報告もあることから、その保護や活用等についてのあり方を検討する。

表58 ア 史跡の本質的価値を構成する要素

構成要素		保存・管理方法
地上遺構	郭(切岸を含む)	※「指定地全体(共通)」の「(ア)地下遺構・遺物(近世)」を参照
	山腹斜面	※「指定地全体(共通)」を参照
	石垣(登り石垣)	※「指定地全体(共通)」を参照
	登城路	・古町道については、続く通行止めになっている近代以降の登山道(古町道)の復旧・整備と合わせ、一体的に検討する。 ※北郭からの登城路については、「指定地全体(共通)」の「(ア)地下遺構・遺物(近世)」を参照 ※その他は「指定地全体(共通)」を参照
	排水路	※「指定地全体(共通)」を参照

表59 イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

構成要素		保存・管理方法
地上遺構・遺物	地下遺構・遺物(近世以外)	※「指定地全体(共通)」を参照
植生	松山城山樹叢	※「指定地全体(共通)」を参照

表60 ウ 史跡の保存・活用に有効な要素

構成要素		保存・管理方法
近代以降の登山道・看板等	近代以降の登山道	・通行止めになっている古町道については、続く登城路(古町道)と合わせ、一体的な復旧・整備を検討する。 ※その他は「指定地全体(共通)」を参照
	看板(案内看板等)・標識	※「指定地全体(共通)」を参照
管理施設	管理施設全般	※「指定地全体(共通)」を参照
便益施設	便益施設全般	※「指定地全体(共通)」を参照
その他	記念碑(愛媛県師範学校附属小学校校跡)	※「指定地全体(共通)」を参照
	土地境界	※「指定地全体(共通)」を参照

表61 エ その他の要素

構成要素		保存・管理方法
教養施設・公益施設	配水池3基	・必要に応じて、移転・撤去の検討を行う。

## ⑤周辺地区(史跡指定地外)

松山城を構成していた郭・郭跡、石垣、堀跡等の一部、また、城下町の町割やその外郭を形成していた堀跡・土塁跡が残っている。その多くが民有地であり、一部が「埋蔵文化財包蔵地」として周知されているのみであることから、十分な保存ができていない。今後は調査研究を進めるとともに、史跡指定や埋蔵文化財包蔵地の拡大などの保存を検討することとする。

表62 オ 史跡の本質的価値に関連する要素

構成要素	保存・管理方法
郭(切岸を含む)(東郭、妙住院屋敷)、山腹斜面、石垣(東郭)、東雲神社、地下遺構・遺物(近世・城内[郭(切岸を含む)跡、石垣跡、堀跡])、地下遺構・遺物(近世・城下[堀跡、土塁跡])	・必要に応じて、史跡指定を含む保存についての検討やその働きかけを行う。 ※山腹斜面については、「指定地全体(共通)」を参照
近藤・豊島家文書(坂の上の雲ミュージアム蔵)	・計画的に整理・調査を行い、史跡の本質的価値の把握に努める。

表63 カ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

構成要素	保存・管理方法
城下町遺跡(番町遺跡等)	・必要に応じて、発掘調査等による記録保存を含む保存の検討やその働きかけを行う。また、発掘調査等の成果を踏まえ、埋蔵文化財包蔵地の見直しについて検討する。
萬翠荘	・必要に応じて、連携についての検討やその働きかけを行う。
山林	※「指定地全体(共通)」を参照

表64 キ 史跡の保存・活用に有効な要素

構成要素	保存・管理方法
近代以降の登山道(東雲道)	※「指定地全体(共通)」を参照
看板(案内看板)・標識	※「指定地全体(共通)」を参照

表65 ク その他の要素

構成要素	保存・管理方法
各種建築物、各種構造物	・必要に応じて、文化財保護法や松山市景観計画等に基づき、埋蔵文化財の保護や眺望景観としての松山城跡の保全等についての検討やその働きかけを行う。

## 第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

### (1) 制度の概要

史跡は、その価値を損なうことなく保存し、管理する必要があることから、文化財保護法（以下、「法」という。）第125条の規定により、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、文化庁長官の許可を受けることが義務付けられている。

現状変更等は、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第125条ただし書きでは、その行為が維持の措置等、史跡への影響が軽微なものについては、許可を要しない場合が示されている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち、重大でないものについては、都道府県・市の教育委員会（※松山城跡は、松山市教育委員会）に許可の権限が委譲され、その範囲が、文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第5条第4項第1号に示されている。この基準に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下、「事務処理基準」という。）が定められている。

（参考）法第184条第1項第2号の規定に基づき松山市教育委員会が許可等を行う行為

- 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修
- 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- 建築物等の除去（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- 木竹の伐採
- 史跡の保存のため必要な試験資料の採取

### (2) 法令上で定められている基準

#### 1) 現状変更等を許可できない場合

「事務処理基準」では、次の場合、現状変更等の許可ができないものとされている。

- ①史跡の適切な保存・活用のために策定された「保存活用計画（本計画）」に定められた保存の基準に反する場合
- ②史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

#### 2) 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条ただし書きにより、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保

存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合には、現状変更等の許可が不要とされている。「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(以下、「規則」という。)第4条に次のように定められている。

- ①史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ②史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- ③史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

ただし、き損が生じた場合には、法第118条の規定により準用する法第33条の規定によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合には、法第127条の規定による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

### (3) 松山城跡の現状変更等に係る基本的な考え方

史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為についての制度の概要及び法令上の基準は、前述のとおりである。現状変更等に係る許可は、最終的には許可権限者である文化庁長官や松山市教育委員会が法令で定められた基準等に基づき判断をすべきものである。以下では、松山城跡の管理者として、前章で示した保存・活用等の基本方針に基づき、史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、その取扱方針や取扱基準を定めることとする。

### (4) 松山城跡の現状変更等に係る取扱方針

- 1) 史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に著しく影響を及ぼす行為については原則として認めないこととする。
- 2) 史跡の保存・管理・活用・整備・景観保全等を図っていく上で必要な行為については、「事務処理基準」に示された「現状変更等の許可ができないもの」に該当するかどうか判断することとし、必要に応じて遺構の保護や遺構の遺存状況の確認のための試掘・発掘調査や松山市教育委員会の立ち合い等の条件を付すこととする。
- 3) 史跡の保存・管理・活用・整備・景観保全等を図っていく上で必要な行為で、史跡の保存に影響を及ぼすことが明らかなものについては、その行為の必要性和史跡への影響の度合い等を考慮してその都度判断する。なお、史跡への影響の度合いについては、史跡を構成する要素の重要性（「第4章第3節 構成要素の特定」）を勘案するものとする。

### (5) 松山城跡の現状変更等の取扱基準

#### 1) 現状変更等を認める行為

##### ① 学術目的で実施する発掘調査等

調査の目的が、松山城跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものは認める。

## ②史跡の修復、復元

発掘調査等の成果に基づいたもので、史跡松山城跡整備検討専門委員の同意を得たものは認める。

## ③地形の改変

盛土、切土、水面の埋立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護、堀の堆積物の除去等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。なお、史跡の整備については、次項の④、⑤、⑥、⑦等に伴う土地の掘削、埋戻し等を含む。

## ④建築物の新築、改築、増築、除却

史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。

## ⑤工作物の新設、改修、除却

史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。

## ⑥地下埋設物の設置・改修

新設は、史跡の保存・管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

## ⑦木竹の伐採、抜根、植栽

伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

## 2) 現状変更等の許可が不要な行為の具体的事例

法第125条ただし書き及び規則第4条に規定されている現状変更等の許可が不要な行為とその具体的な事例は、以下のとおりとする。

## ①維持の措置

(i) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

## 【具体的事例】

- ・石垣の間詰石が部分的に外れた場合に元の位置に戻す行為
- ・土坡の浸食等により一部が流出するなどした場合に、元の形状に復する行為

(ii) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。

【具体的事例】

- ・ 石垣、土坡等の崩落やそのおそれがある場合に、土のう等により、き損の拡大を防止する行為

(iii) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

【具体的事例】

- ・ 倒木や枯損木、緊急性を要する危険木を伐採、撤去する行為

②非常災害のために必要な応急措置の場合

【具体的事例】

- ・ 石垣、建造物等の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置
- ・ 非常災害時の立ち入り禁止看板等の安全確保のために必要な工作物等の設置
- ・ 地下配管(上水道、灌水等)の破損箇所の緊急補修(掘削を伴うものを含む)
- ・ 利用者の避難・安全確保のためのテント等の一時的な設置等

③保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

【具体的事例】

- ・ 清掃等の日常的な管理行為
- ・ 植栽の維持管理(剪定、倒木の除去、危険枝の除去等)
- ・ 水たまり等への土砂等の補填などの小規模な不陸整正
- ・ 舗装(表層)の亀裂や凹凸などの小規模な舗装補修
- ・ 建造物や工作物の小規模な修理
- ・ 土地の掘削等を伴わない一時的な看板等の設置

3) 地区ごとの現状変更等の取扱方針等

表66 ①本丸地区

項目	取扱基準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、松山城跡の保存・活用を図る上で必要なもので、調査範囲が必要最小限であるものは認める。
史跡の修復、復元	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、史跡松山城跡整備検討専門委員に同意を得たものは認める。

項 目	取 扱 基 準
地形の改変	・ 盛土、切土等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。
建築物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 上記に伴う建築物の新築は認める。
工作物の新設、改修、除却	・ 新設は、ベンチ、手すり、案内看板、防災設備等、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 改修、除却は、史跡及び景観への影響のない方法で行うことを条件として認める。 ・ 一時的に設置する仮設工作物の新設は認める。
地下埋設物の設置、改修	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。 ・ 抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。 ・ 既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

表67 ②二之丸地区

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、松山城跡の保存・活用を図る上で必要なもので、調査範囲が必要最小限であるものは認める。
史跡の修復、復元	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、史跡松山城跡整備検討専門委員に同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。
建築物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 上記に伴い設置する仮設建築物の新築は認める。
工作物の新設、改修、除却	・ 新設は、ベンチ、手すり、案内看板、防災設備など、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 改修、除却は、史跡及び景観への影響のない方法で行うことを条件として認める。 ・ 一時的に設置する仮設工作物の新設は認める。
地下埋設物の設置、改修	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。 ・ 抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。 ・ 既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

表68 ③三之丸地区

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、松山城跡の保存・活用を図る上で必要なもので、調査範囲が必要最小限であるものは認める。
史跡の修復、復元	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、史跡松山城跡整備検討専門委員に同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土、水面の埋立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護、堀の堆積物の除去等、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。
建築物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 上記に伴う仮設建築物の新築は認める。 ・ 既存の愛媛県美術館、愛媛県教育文化会館(愛媛県立図書館)、松山市民会館、NHK松山放送局等の建築物は、「事務処理基準」に規定する“史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合”に該当するものとして、建替及び増築は原則として認めない。ただし、耐震等の改築については、史跡及び景観に十分配慮したものは認める。
工作物の新設、改修、除却	・ 新設は、ベンチ、手すり、案内看板、防災設備等、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 改修、除却は、史跡及び景観への影響のない方法で行うことを条件として認める。 ・ 一時的に設置する仮設工作物の新設は認める。
地下埋設物の設置、改修	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。 ・ 抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。 ・ 既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

表69 ④山林地区

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、松山城跡の保存・活用を図る上で必要なもので、調査範囲が必要最小限であるものは認める。
史跡の修復、復元	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、史跡松山城跡整備検討専門委員に同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。
建築物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 上記に伴い設置する仮設建築物の新築は認める。

項 目	取 扱 基 準
工作物の新設、改修、除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設は、ベンチ、手すり、案内看板、防災設備など、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観がないものは認める。</li> <li>・改修、除却は、史跡及び景観への影響のない方法で行うことを条件として認める。</li> <li>・一時的に設置する仮設工作物の新設は認める。</li> </ul>
地下埋設物の設置、改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。</li> </ul>
木竹の伐採、抜根、植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。</li> <li>・抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。</li> <li>・既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。</li> <li>・新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。</li> </ul>

表70 ⑤周辺地区(史跡指定地外)

項 目	取 扱 基 準
オ 史跡の本質的価値に関連する要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、史跡指定を含む保存についての検討やその働きかけを行う。</li> <li>・山腹斜面については、樹木の計画的な管理と合わせ、地盤そのものに対しても、現状の把握と変状の進行の把握に努めるとともに、それを踏まえた計画的・予防的な補強等を検討する。</li> <li>・近藤・豊島家文書については、計画的に調査を行い、史跡の本質的価値の把握に努める。</li> </ul>
カ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、発掘調査を含む保存の検討やその働きかけを行う。また、その成果を踏まえ、埋蔵文化財包蔵地の見直しについて検討する。</li> <li>・山林については、日常点検で適宜巡回し、危険木やき損樹木の把握を行うとともに、危険木や枯損木の処理については、遺構への影響を十分に配慮した方法で行う。また、樹木が過密な場所は、計画的に間伐等を実施し、適正な森林整備を行う。なお、間伐等の際は、周辺からの眺望にも配慮する。</li> <li>・萬翠荘については、必要に応じて連携についての検討やその働きかけを行う。</li> </ul>
キ 史跡の保存・活用に有効な要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適当な規模・内容を維持することを原則とする。外観等は、可能な限り史跡景観に配慮し、統一性の担保に努める。</li> </ul>
ク その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、文化財保護法や松山市景観計画等に基づき、埋蔵文化財の保護や眺望景観としての松山城跡の保全等についての検討やその働きかけを行う。</li> </ul>